

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管課 さが創生推進課

法令名	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律			法令番号	令和元年法律第 64 号		
手続名	特定地域づくり事業協同組合の変更の認定			根拠条項	第 5 条第 1 項		
審査基準	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律等関係法令のほか、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン（令和 2 年 3 月 31 日付け総行地第 56 号）を審査基準とする。						
	受付機関	さが創生推進課	処理機関	さが創生推進課	交付機関	さが創生推進課	標準処理期間 30 日 標準経由期間 日